

令和5年度トゥリバー地区マリーナ
係留施設利用について

トゥリバー地区マリーナ係留施設利用要項

- 申請方法 ホームページまたは港湾課受取
○提出先 宮古島市 建設部 港湾課
〒906-0013 宮古島市平良字下里108-11
平良港ターミナルビル3F
電話：(0980)72-4876 FAX：(0980)73-0634

目次	
1. 利用要項	P.1～P.2
2. トゥリバー地区マリーナ施設使用条件	P.3
3. トゥリバー地区マリーナ施設使用者心得	P.4～P.5
4. 使用許可申請に必要な書類	P.6
5. 料金表	
6. 施設使用許可申請書	
7. 誓約書	
8. 共同使用者登録申請書	

※前年度より追記された項目があります。本利用要項、使用条件、利用者心得を最後までよくお読みください。

1. 要項

(1) 対象艇

ヨットまたは動力ボート

海上浮棧橋

艇の規格は、艇長が15m以下とする

- ア. 船舶検査書の用途欄が原則として「プレジャーヨット」または「プレジャーモーターボート」等となっていること。
- イ. 艇長は、船舶検査書に記載されている登録長のことをいう。
- ウ. 賠償責任保険に加入していること。加入していない場合は、艇の搬入までに必ず加入すること。
(加入のコピーを提出後に船の搬入は行うこと)
- エ. 施設は海上浮棧橋と陸上駐艇場からなっており、施設使用の基本は「自己責任・自己管理」です。

(2) 使用資格

- ア. 使用艇の所有者であること。
(申請者と使用艇の所有者が同一でない場合、受付出来ません)
- イ. 申請者又は船舶共同管理者又は法人の管理責任者が海技免状を保有していること。
(申請者は、共有者がいる場合は共有代表者、法人の場合は法人代表者)
- ウ. 宮古島市暴力団排除条例等に則し、施設使用申請者として不適当な者として、以下の各号に該当しないこと。
 - (ア) 施設使用申請者として不適当な者
(施設使用申請者及びクルーを含む)
 - ① 施設使用申請者等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事長、その他経営に関する者をいう。施設使用申請者及びクルーを含む。以下同じ)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)であるとき
 - ② 施設使用申請者等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- ③ 施設使用申請者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
 - ④ 施設使用申請者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどとしているとき
 - ⑤ 施設使用申請者等が、暴力団又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (イ) 施設使用申請者として不適当な行為をする者
(施設使用申請者及びクルーを含む)
- ① 暴力的な要求行為を行う者
 - ② 法的な責任を超えた不適当な要求行為を行う者
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - ④ 偽計又は威力を用いて会計担当者の業務を妨害する行為を行う者
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者

エ. 遠方の方で申込みを行う場合は、本市に住所を有し現に居住している方を共同使用者として登録し、平常時・台風時等における管理を行わせることができること。

(3) その他

- (ア) トゥリバー地区マリーナの施設使用料については、別紙「料金表」のとおりです。
- (イ) 駐艇場の契約されていない方々の陸揚げは禁止です。
(※台風等の災害に備えて各自で駐艇場の確保をしてください。)
- (ウ) 共同浮桟橋の利用を終えたらすぐに契約箇所に戻してください。
(※また、ポンベ等の道具・機材もすぐに撤去してください。)
- (エ) マリーナ施設使用料に給水・給電設備の使用料として、設備使用の有無に関わらず10%の使用料が加算されます。

トゥリバー地区マリーナ施設使用条件

- 1 トゥリバー地区マリーナ（オーナーバース）の契約は単年度（許可日～当該年度末迄）とする。
- 2 トゥリバー地区マリーナ施設は、宮古島市長より許可を受けた者及び船舶共同管理者以外の者の使用を禁止とする。
- 3 トゥリバー地区マリーナ施設は、使用許可を受けた者が許可を受けた船舶のみ使用可能で指定された場所以外に艇を置いてはならない。
無許可の船舶については、マリーナ施設を使用できないものとする。
- 4 トゥリバー地区マリーナ内スロープについては、許可を受けた者及び許可を受けた船舶以外の使用は禁止とする。
- 5 許可を受けた者及び船舶共同管理者（以下「使用者等」という）は、施設の管理者からトゥリバー地区マリーナ使用許可書及び立ち入り許可証の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 **使用者等は次の各号に該当する行為をしてはならない。**
 - (1) 使用者等以外の者のみで艇を使用すること。ただし、管理者が必要と認めた時はその限りではない。
 - (2) マリーナ施設内で営利行為を行うこと。
 - (3) 施設を使用する権利を譲渡し、もしくは担保に供し、又は転貸すること。
(※バース売買の禁止)
 - (4) 共同浮棧橋に常時着岸し続けること。
- 7 使用者等は、マリーナ施設の使用により第三者に損害を与えた場合、又は第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争が生じた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償し、又は紛争の解決をしなければならない。
- 8 マリーナの管理者（宮古島市）は、艇の衝突、接触等の事故又は火災、地震、津波、台風、暴風雨、その他不可抗力の災害による艇の破損又は盗難等の損害についてはその責任を負わない。
- 9 使用者等は、台風、暴風雨その他災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、速やかに艇の係留場所又は駐艇場の状況等を点検し艇の安全を図り、かつほかの艇に被害を及ぼさないように十分な措置を講じなければならない。
- 10 使用者等は海上衝突予防法、船舶法、船舶職員法、その他関係法令ならびに宮古島市港湾施設管理条例、同条例施行規則、トゥリバー地区マリーナ施設使用条件及びトゥリバー地区マリーナ施設使用者心得等を遵守しなければならない。
- 11 使用者等は、マリーナ施設の使用について管理者が指示を与えたときは、速やかにその指示に従わなければならない。
- 12 **使用者等が次の各号のひとつに該当する場合には、管理者（宮古島市）は使用許可を取り消し、又は原状回復を命ずることがある。当該処分により使用者等にかかる損害が生じても管理者はその補償を行わない。**
 - (1) 管理者の指示に従わなかった場合。
 - (2) 公序良俗に反する行為があった場合。
 - (3) 施設を破損し又は滅失する恐れがあると認められた場合。
 - (4) 許可条件に違反した場合。
 - (5) その他、管理上支障がある場合。

トゥリバー地区マリーナ施設使用者心得

1 使用者等は次の各号を厳守すること

(1) 浮棧橋及び駐艇場所

- ・使用許可を受けた艇は許可された場所に係留又は陸置きしてください。それ以外の場所に係留、陸置きをしないでください。
- ・駐艇スペース内には船以外のものを置かないでください。

(2) 施設の使用時間

施設の使用時間は原則として下記表のとおりになります。

利用時間	4月1日～10月31日迄	午前8時～午後6時迄
	上記以外の期間	午前9時～午後5時迄

(3) 艇の修理等

- ・艇の修理等を行う場合は管理者から場所の指定を受け、他の艇に迷惑にならないよう十分に注意をして行ってください。(※契約船舶の契約した駐艇場/浮棧橋のみ)
- ・海上係留の許可を受けた艇で修理・メンテナンス等のために船台を持ち込んだ場合は、使用後速やかに所有者の責任において撤去してください。事情により港内に船台を置く必要がある場合は管理者とよく相談してください。相談をせず港内に船台を放置している艇については次回から許可を取り消されることがありますので、ご注意ください。
- ・スロープ上で船舶の整備をする場合、必ず管理者へ連絡をし、スロープ左右の端で他の船舶の迷惑とならないようにしてください。

(4) 危険物、有害物質等の持ち込み、投棄等の禁止

- ・危険物及び公衆衛生上有害な物質等のマリーナ施設への持ちこみ、投棄又は放置を禁止します。

(5) 営利行為の禁止

- ・マリーナ施設内における営利行為は禁止します。

(6) 使用権利の譲渡禁止

- ・使用許可に基づく施設を使用する権利の譲渡、転貸、又は担保にする事は条例により禁止されています。(※バース売買の禁止)

2 海難事故の防止について

(1) 出港前の気象情報確認

- ・出港前には気象庁による天気予報等を十分確認してください。悪天候が予想される場合は、船長の責任において出港を中止してください。

(2) 救命胴衣の着用

- ・海上航行中は必ず救命胴衣を着用してください。

(3) 飲酒操船の禁止

- ・飲酒し、又は酒気を帯びて操船しないでください。

(4) 港内での釣り、遊泳の禁止

- ・港内での魚釣り、遊泳等は危険ですので行わないでください。

(5) 船舶以外の港内利用禁止

- ・港内でシーカック、手漕ぎボート、サップ等の使用は危険ですので行わないでください。

3 艇の管理・責任について

(1) 艇の管理責任

- ・艇の管理は所有者又は船長の自己管理、自己責任において実施してください。

(2) 損害賠償

- ・施設又は他の船舶等に損害を与えた場合、又は他の船舶等から損害を受けた場合は、当事者間で解決してください。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に

備えるために小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に参加することをお奨めします。

(3) 盗難、事故防止等

- ・船体、備品、資材、用具等の盗難、マリーナ内での盗難、事故等においても管理者は、一切その責任を負いません。
- ・盗難、事故防止は使用者の自己管理、自己責任において実施してください。

4 許可申請手続き等について

(1) 許可事項の変更

- ・施設の使用許可を受けた期間中に許可に係る事項を変更しようとするときは、速やかに変更手続きを行ってください。

(2) 住所又は船名の変更について

- ・所有者および共同使用者の住所を変更した際は遅延なく変更を届け出てください。又、船名を変更する場合は船舶検査証等の変更手続きを行った後使用許可の変更届を提出してください。ただし、所有者の氏名（法人にあっては名称）の変更は新規の許可申請となりますのでご注意ください。

(3) 使用許可の更新について

- ・許可の期間は許可日～当該年度末迄(単年度許可)です。継続する場合は、年度ごとに使用許可の申請が必要です。今回の提出書類と同様の添付書類が必要です。何らかの理由により手続きが遅延する場合は早めに管理者に相談してください。

5 使用許可書について

(1) 使用許可書の発行について

- ・使用許可申請を行い、管理者（宮古島市）の審査を受けた後に納付書を発行し、受領が確認できましたら使用許可書を配布します。

6 施設の運用について

- (1) マリーナ施設は海上浮棧橋・陸上駐艇場からなっており、海上浮棧橋は原則として車両の乗り入れを禁止します。

使用許可申請に必要な書類

- (1) 施設使用許可申請書（署名捺印（船舶検査証書の所有者と一致させること）
申請書類はホームページからダウンロード又は港湾課窓口で受け取ってください。
申請者のカラー写真 1 枚【3.0×2.5・上半身脱帽・撮影3ヶ月以内であること】
- (2) 共同使用者登録申請書（署名捺印）
使用許可申請書の署名捺印、共同使用者の署名捺印、共同使用者のカラー写真 1 枚
【3.0×2.5・上半身脱帽・撮影3ヶ月以内であること】
- (3) 所有者の身分を証明するもの ※1
(ア)自動車免許証、パスポート等の写真付き証明書のコピー
(イ)法人登録の際には登記簿謄本の提出
- (4) 小型船舶操縦士免許
申請者及び共同使用者は小型船舶操縦士免許のコピーを提出すること。
(※法人登録の場合は共同使用者の小型船舶操縦士免許のコピーを提出すること。)
- (5) 申請する艇の写真
A4紙に正面からと横からの写真を貼り付けて提出すること。その際に艇名が確認できること。
又、艇台を保有している場合は船台の写真を貼り付けること。
- (6) 船舶検査証書のコピー ※（申請者の名前と一致させること）
- (7) 賠償責任保険証のコピー
（船搬入までに必ず加入すること、未加入の場合は、使用許可書の発行は致しません）
- (8) 誓約書（署名捺印） ※3

※1 ※2 「身分を証明するもの」と「船舶検査証書」の記載事項に誤りがないか、また、いずれも有効期限が切れていないか十分ご確認下さい。

※3 ……宮古島市港湾施設管理条例や本マリーナの使用許可条件等に違反した場合は使用許可を取り消される事がありますが、その場合宮古島市へ納入した使用料金(前納)の返金はなされませんのでご注意下さい。

問い合わせ先
宮古島市 建設部 港湾課
〒906-0013
宮古島市平良字下里108-11
(平良港ターミナルビル 3F)
TEL: (0980) 72-4876
FAX: (0980) 73-0634